

石川県公報

平成28年4月12日

第12892号（火曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告示			
○歳入の徴収事務の委託	(文化振興課)	1	○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (同) 2
公告			○土地改良区の役員退任公告 (農業基盤課) 3
○大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経営支援課)	1	○土地改良区の役員就任公告 (同) 4

告示

石川県告示第221号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

平成28年4月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

委託事項	委託先		委託期間
	所在地	名称	
兼六園・文化施設共通利用券（兼六園、菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓・橋爪門二の門、石川県立美術館、石川県立歴史博物館及び石川四高記念文化交流館を含む共通利用券をいう。）に係る使用料の徴収事務	金沢市広坂2丁目2番5号	公益財団法人石川近代文学館	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

公告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成28年4月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドン・キホーテ金沢森本店
金沢市南森本町ニ6番地2ほか15筆
- 変更した事項
 - 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前) テックランド金沢福久店
金沢市南森本町ニ6番地2ほか15筆
(変更後) (仮称) ドン・キホーテ金沢森本店

金沢市南森本町ニ6番地2ほか15筆

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヤマダ電機

代表取締役 山田 昇

群馬県高崎市栄町1番1号

(変更後) 株式会社ドン・キホーテ

代表取締役 大原 孝治

東京都目黒区青葉台二丁目19番地10号

- 3 変更の年月日

平成28年3月31日

- 4 変更する理由

小売業者変更のため

- 5 届出年月日

平成28年4月1日

- 6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課

- 7 届出等の縦覧期間

平成28年4月12日から同年8月12日まで

- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成28年8月12日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べる事ができる。

平成28年4月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドン・キホーテ金沢森本店

金沢市南森本町ニ6番地2ほか15筆

- 2 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時から午後10時まで

(変更後) 24時間

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後10時30分まで

(変更後) 24時間

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 3箇所

位置 縦覧による。

(変更後) 出入口の数 2箇所

位置 縦覧による。

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前8時から午後10時まで

(変更後) 午前6時から午後10時まで

- 3 変更する年月日
平成28年5月20日
- 4 変更する理由
小売業者変更に伴い、運用を見直したため
- 5 届出年月日
平成28年4月1日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課
- 7 届出等の縦覧期間
平成28年4月12日から同年8月12日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
平成28年8月12日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

土地改良区の役員退任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成28年4月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

森下三ヶ用水土地改良区

職 名	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	中 川 健 二 郎	金沢市南森本町ル73番地	平成28年3月28日
〃	今 村 昭 夫	〃 南森本町ル36番地	〃
〃	西 野 正 一	〃 南森本町ト89番地	〃
〃	森 田 理 彦	〃 南森本町ル45番地	〃
〃	中 野 稔	〃 弥勒町カ29番地	〃
監 事	森 健 治	〃 南森本町ル19番地	〃
〃	弥 浦 修 一	〃 弥勒町ワ27番地	〃

八田土地改良区

職 名	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	小 林 博 紀	金沢市八田町東40番地	平成28年3月31日
〃	中 村 敏 宏	〃 東1672番地	〃
〃	中 田 憲 一	〃 東253番地	〃
〃	西 川 孝 藏	〃 東84番地	〃
〃	笹 井 幸 治	〃 東1517番地	〃
〃	荒 木 田 悟	〃 東1423番地	〃
〃	東 伸 一	〃 東549番地	〃
〃	中 山 守	〃 東574番地	〃
〃	宇 野 幹 雄	〃 東582番地	〃
〃	中 野 泰 宏	〃 東305番地	〃
監 事	西 川 修	〃 東2583番地 2	〃
〃	中 川 一 夫	〃 東228番地	〃
〃	橘 基 芳	〃 東48番地 1	〃

河北潟沿岸土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
監事	松前 要	金沢市才田町は34番地1	平成28年1月25日

中村高島用水土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	松本 昇 治	金沢市玉銚3丁目80番地	平成28年3月26日

才田土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	松前 要	金沢市才田町は34番地1	平成28年1月31日

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

平成28年4月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

森下三ヶ用水土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	森 健 治	金沢市南森本町ル19番地	平成28年3月29日
〃	森 田 理 彦	〃 南森本町ル45番地	〃
〃	西 野 正 一	〃 南森本町ト89番地	〃
〃	前 川 武 昭	〃 南森本町ト49番地2	〃
〃	弥 村 茂 吉	〃 弥勒町カ137番地1	〃
〃	奥 野 克 彦	〃 弥勒町カ111番地	〃
監事	森 誠 三	〃 南森本町ホ62番地5	〃
〃	弥 浦 修 一	〃 弥勒町ワ27番地	〃

八田土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	小 林 博 紀	金沢市八田町東40番地	平成28年4月1日
〃	中 村 敏 宏	〃 東1672番地	〃
〃	荒 木 田 悟	〃 東1423番地	〃
〃	西 川 孝 藏	〃 東84番地	〃
〃	中 田 憲 一	〃 東253番地	〃
〃	宇 野 幹 雄	〃 東582番地	〃
〃	中 野 泰 宏	〃 東305番地	〃
〃	吉 川 均	〃 東452番地	〃
〃	川 村 健 一	〃 東183番地	〃
〃	物 部 賢 治	〃 東533番地	〃
監事	橘 基 芳	〃 東48番地1	〃
〃	中 山 守	〃 東574番地	〃
〃	神 田 伸 一	〃 東1525番地	〃

河北潟沿岸土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
監事	川 端 満	金沢市才田町乙183番地3	平成28年3月5日

中村高島用水土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	河 村 敏 明	金沢市玉銚3丁目97番地	平成28年3月27日

才田土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	奥 村 登 志	金沢市才田町は57番地	平成28年3月13日

寺津用水土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	米 林 憲 英	金沢市末町18の152番地	平成28年3月13日

